

議案第50号

多可町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年多可町条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和2年6月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年多可町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額」を「7時間45分に要勤務日数（当該年度の日数から日曜日、土曜日及び多可町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年多可町条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する休日（日曜日及び土曜日を除く。）の日数を減じた数をいう。）を乗じたもので除して得た額」に改め、同条第2項中「フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額」を「7時間45分に要勤務日数（当該年度の日数から日曜日、土曜日及び勤務時間条例第9条に規定する休日（日曜日及び土曜日を除く。）の日数を減じた数をいう。）を乗じたもので除した得た額」に改める。

第18条第1項中「多可町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年多可町条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改める。

第26条第1項第1号中「第18条第1項の規定により計算して得た額」を「基準月額」に、「当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額」を「7時間45分に要勤務日数（当該年度の日数から日曜日、土曜日及び勤務時間条例第9条に規定する休日（日曜日及び土曜日を除く。）の日数を減じた数をいう。）を乗じたもので除して得た額」に改め、同条第2項第1号中「第18条第1項の規定により計算して得た額」を「基準月額」に、「当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額」を「7時間45分に要勤務日数（当該年度の日数から日曜日、土曜日及び勤務時間条例第9条に規定する休日（日曜日及び土曜日を除く。）の日数を減じた数をいう。）を乗じたもので除して得た額」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の多可町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

## 多可町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)</p> <p><b>第16条</b> 第9条の規定により準用する給与条例第20条、第10条の規定により準用する給与条例第21条及び第11条の規定により準用する給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を<u>当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</u></p> <p>2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を<u>フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p><b>第18条</b> 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を<u>多可町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年多可町条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)</u>第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)</p> <p><b>第26条</b> 第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を<u>当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)</p> <p><b>第16条</b> 第9条の規定により準用する給与条例第20条、第10条の規定により準用する給与条例第21条及び第11条の規定により準用する給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を7時間45分に要勤務日数(当該年度の日数から日曜日、土曜日及び多可町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年多可町条例第35号。以下「勤務時間条例」という。))第9条に規定する休日(日曜日及び土曜日を除く。)の日数を減じた数をいう。)を乗じたもので除して得た額とする。</p> <p>2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を7時間45分に要勤務日数(当該年度の日数から日曜日、土曜日及び勤務時間条例第9条に規定する休日(日曜日及び土曜日を除く。))の日数を減じた数をいう。)を乗じたもので除した得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p><b>第18条</b> 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を<u>勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)</u>とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)</p> <p><b>第26条</b> 第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 <u>基準月額に12を乗じて得た額を7時間45分に要勤務日数(当該年度の日数から日曜日、土曜日及び勤務時間条例第9条に規定する休日(日曜日及び土曜日を除く。))の日数を減じた数をいう。)</u>を乗じたもので除して得た額</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

現 行	改 正
<p>2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 <u>第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 <u>基準月額に12を乗じて得た額を7時間45分に要勤務日数(当該年度の日数から日曜日、土曜日及び勤務時間条例第9条に規定する休日(日曜日及び土曜日を除く。))の日数を減じた数をいう。)</u>を乗じたもので除して得た額</p> <p>(2) (略)</p>